

# くろまぐろ遊漁の管理について

- I.届出制等に関する状況について
- II.令和8年度における管理について
- III.令和8年6月以降の管理について
- IV.令和9年度以降の管理の方向性について

令和8年5月  
水産庁

# I. 届出制等に関する状況について

## 1. 届出の状況について

- 令和8年4月1日から導入されたくろまぐろ遊漁に関する届出について、令和8年1月1日から受付を開始。
- 令和8年4月28日時点における届出の件数は、計13,644件（対象者間の重複及び期間外の届出件数を含む）。それぞれの届出件数は以下のとおり。

対象者	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に		
	くろまぐろ（大型魚）釣りをしようとする <b>遊漁者</b>	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする <b>遊漁船業者</b>	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として ① 遊漁者を漁場に案内しようとする ② 自ら漁場に赴こうとする <b>遊漁船以外の船舶 （プレジャーボート等） 運航者</b> <small>※遊漁船：遊漁船業の用に供する船舶</small>
届出件数	11,470件	1,903件	4,027件
海域ごとの届出件数	太平洋：6,514件	太平洋：879件	太平洋：1,747件
	日本海・九州西：8,005件	日本海・九州西：1,179件	日本海・九州西：2,819件
	瀬戸内海：705件	瀬戸内海：46件	瀬戸内海：126件

※ 届出は者ごと、船舶ごと、海域ごとに行うため、対象者及びそれぞれの海域での重複を含む。

## 2. 令和7年度の委員会指示違反への対応について

○ 令和7年度中に計22件の裏付け命令を発出（令和6年度の裏付け命令発出実績は計11件）。

違反時期	違反海域	使用船舶	違反内容
令和7年4月	福島県いわき市中之作港沖	PB	小型魚の採捕
令和7年6月	京都府経ヶ岬沖	PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
	富山県魚津沖	PB	小型魚の採捕
		PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
		PB	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型魚の採捕</li> <li>・採捕禁止期間中の大型魚の採捕</li> </ul>
		PB	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型魚の採捕</li> <li>・大型魚の保持数制限</li> <li>・採捕禁止期間中の大型魚の採捕</li> </ul>
	新潟県新潟港（東港区）沖	PB	小型魚の採捕
石川県小木港南方沖	遊漁船	小型魚の採捕	
令和7年7月	新潟県佐渡島東方沖	PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
	長崎県壱岐島北西海域	遊漁船	採捕未報告
令和7年8月	北海道ウトロ港沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
	島根県浜田港沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
	北海道網走沖	遊漁船	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採捕報告期限の超過</li> <li>・必要書類の未提出</li> </ul>
令和7年9月	北海道釧路港沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
令和7年10月	富山県魚津沖	SUP	小型魚の採捕
	大分県別府湾沖	遊漁船	小型魚の採捕
	青森県竜飛崎沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
令和7年11月	北海道勇払沖	PB	採捕報告期限の超過
	静岡県沼津市戸田付近	陸釣り	小型魚の採捕
令和7年12月	北海道周辺海域	遊漁船	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採捕報告期限の超過</li> <li>・必要書類の未提出</li> </ul>
	東京都大島沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
令和8年1月	東京都波浮沖	PB	採捕報告期限の超過

## II. 令和8年度における管理について

- 令和8年1月22日（木）のくろまぐろ遊漁専門部会第6回合同会議において、令和8年度の管理について議論を行い、以下の内容で合意。広域漁業調整委員会指示に基づき、広域漁業調整委員会会長が以下の内容を決定。

	令和7年度	令和8年度
採捕上限の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月均等に設定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月均等に設定。</li> <li>令和7年度の余剰分は各月に均等配分。</li> <li>月毎の採捕数量を超過した場合は、超過した数量を翌々月の採捕数量から均等に差し引く。</li> </ul>
大型魚のバッグリミット（保有制限）	1人1月1尾まで	1人各期間1尾まで ※ 各期間：4・5月、6・7月、8・9月、10・11月、12・1月、2・3月

※ その他の現行の広域漁業調整委員会指示に基づき行われている措置の見直しはなし。  
単位：トン

### 【令和8年度の採捕数量・実績】

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当初採捕数量	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2
採捕実績	7.3	4.4										
超過数量	3.1	0.2										
調整後採捕数量	—	—	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8
主な採捕海域	J3	J1,J2, J3,J6, J7,J8										
採捕禁止期間	4/5～ 4/30	5/24 ～ 5/31										

※ バッグリミットはオレンジの枠内で1尾まで

# Ⅲ. 令和8年6～8月の対応について

## 1. 6～8月の採捕禁止の対応について

- 本年4月の採捕実績を踏まえ、同年6月以降の採捕上限は、それぞれ3.8トン。
- 昨年同月の採捕実績から、初日で当該月の採捕上限を大幅に超えるおそれがある状況。

➡ 51.4トンを遵守するためには、採捕数量の多い6～8月の対応を決定する必要があるのではないか。

### 採捕禁止措置の内容について

案		留意点
1	毎月2日から月末まで採捕禁止とする。	採捕数量が余る可能性がある。
2	採捕数量を見て判断を行い、その翌日から採捕禁止とする（周知期間の1日を設けない。）。	採捕禁止の公示までに時間がないことから、遊漁者や遊漁船業者等に周知が行き届かず、混乱が生じる可能性がある。
3	6～8月の採捕上限をまとめて管理（※）する（現在の採捕上限の合計は11.4トン）。	5月の採捕状況により採捕上限が変更するとともに、6月に大幅な超過が生じる可能性がある。
4	6～8月の採捕上限をまとめて管理（※）する（現在の採捕上限の合計は11.4トン）。ただし、各月の採捕上限（現在は3.8トン）を超えるおそれがある場合は採捕を禁止する。	5月の採捕状況により採捕上限が変更する。6月の超過分は、7・8月の採捕上限から均等に差し引くこととしてはどうか。

※ 例えば、6月に11.4トン採捕した場合、その超過分は、7・8月の採捕上限から差し引く。

## 2. 各期間の余剰分の取扱いについて

- 令和8年度においては、各月の採捕実績が採捕上限を上回った場合、その超過分については、**超過月の翌々月以降から均等に按分した上で差し引くこととされている。**
- 一方で、**各月の余剰分が生じた場合の当該数量の扱い**については対応が未確定であり、**事前に検討しておく必要がある。**

【案1】 翌々月以降に均等に追加配分する。（例として5月の採捕数量が3tと想定）

時期	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当初採捕数量	4.2	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8
採捕実績	3										
残数量	1.2										
調整後採捕数量		3.8	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9

① 1.2tを9か月（7～3月）で割る。→0.133…t/月  
 ② 採捕上限の単位以下（小数点第2位）を切り捨てる。→**追加配分数量：0.1t/月**  
 ※ 0.1トン未満の場合は追加配分は行わない。

【案2】 余剰分は追加配分せず、総採捕数量を超過しないための**調整の原資**とする。  
 年度終了時に残っていれば、**翌管理年度に繰越し**する。

時期	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当初採捕数量	4.2	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8
採捕実績	3										
残数量	1.2										
調整後採捕数量		3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8

残数量1.2tは、追加配分せず、調整の原資とする。

## IV. 令和9年度の管理の方向性について

### 1. 届出制について

- 遊漁船業者及びPB運航者については、届出制を新たに導入したこともあり、受付期間外に届出をする場合にのみ、船舶検査証書等の添付を求めていたが、より詳細に実態を把握する観点から、
  - ① 船舶の情報等をすべての遊漁船業者及びPB運航者に求めるとともに、
  - ② 期間を設けずに届出を受け付けることとしてはどうか。
- ただし、届出内容の確認等に一定の期間を要することから、遊漁船又はPBで案内しよう又は自ら赴こうとする月の前月10日までの届出を認めることとしてはどうか。

令和8及び9年度の委員会指示の変更内容

届出者	令和8年度	令和9年度	
遊漁者	令和8年1月1日から最初にくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする日の1営業日前まで	令和9年1月1日から最初にくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする日の1営業日前まで（現行どおり）	PBを用いて採捕しようとするときはPB運航者の届出も必要であることに留意
遊漁船業者	令和8年1月1日から令和8年3月20日まで	最初に漁場に案内しよう又は自ら赴こうとする日が属する月の前月10日まで	船舶登録番号の誤り等が多いことから、以下を添付
PB運航者	※ 特定の事情がある場合は、漁場に案内しようとする日が属する月の前月10日まで		船舶検査証書 遊漁船登録業者登録票 等

## 届出期限の例

- 遊漁船業者又はPB運航者
  - ・ (緑) 7月13日に初めて遊漁者を案内するには、6月10日までに届出を行う必要。
  - ・ (茶) 6月11日に届出を行った場合は、8月以降に遊漁者を案内することが可能。
- 遊漁者
  - ・ (紫) 7月21日に採捕をしようとする場合は、7月17日（1営業日前）までに届出が必要（従前のとおり）。

日	月	火	水	木	金	土
5/31	6/1	2 遊漁船業者又は PB運航者	3 遊漁船業者又は PB運航者	4 遊漁船業者又は PB運航者	5 遊漁船業者又は PB運航者	6
7	8	9	10 この日までに届出	11 この日に届出	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	7/1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13 初めて案内	14 遊漁者	15	16	17 この日までに届出	18
19	20	21 初めて採捕	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	8/1 この日から案内可能
2	3	4	5	6	7	8

## 2. 積み上がりへの対応について

- 多くの期間において、採捕開始後、数日間で採捕禁止。本年4月においても、その採捕状況から、5日から採捕禁止。

採捕禁止の適用開始日（採捕開始日から起算：赤色は採捕上限を超過した期間）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年	28日		18日	10日	-	65日				24日		
令和6年	6日		5日	10日	5日	-				9日		
令和7年	9日	14日	5日	4日	4日	-	-	-	28日	19日	4日	4日
令和8年	5日	24日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- 本年6月及び7月においては、過去の採捕実績等を踏まえると、1日で採捕禁止とする必要がある状況。

各月1日の採捕人数と推定採捕量（本年4月の平均重量（180kg）から算出）

	令和6年		令和7年	
	採捕者数	換算採捕量	採捕者数	換算採捕量
6月	28人	5.040トン	35人	6.3トン
7月	10人	1.8トン	60人	10.8トン

- また、月ごとの超過分については、翌々月以降から差し引くため、遊漁者や遊漁船業者に影響。  
 ※ 令和7年度においては、6・7月の採捕実績を踏まえ、主な採捕海域の異なる9月以降の採捕上限を5.0トンから3.0トンに変更。

## 2. 積み上がりへの対応について

○ くろまぐろ遊漁の実態に即した適切な管理を目的として、令和9年度から、届出制に加えて、以下の対応を行うこととしてはどうか。

- (1) 船上で保持（キープ）ができる者を特定する抽選制の導入
- (2) 船上で保持（キープ）ができない者の海中でのリリース
- (3) 違反して採捕されたくろまぐろの所持販売禁止

### (1) 船上で保持（キープ）ができる者を特定する抽選制の導入

論点①：対象者をどうするか

- (案1) くろまぐろを採捕しようとする遊漁者
- (案2) くろまぐろを採捕させることを目的として漁場に遊漁者を案内しようとする遊漁船業者及びPB運航者（船ごと）

【留意点】

- ・ 案1の場合、1万を超える応募。
- ・ 案2の場合、PB・レンタルボートの取扱いに注意が必要。

## 2. 積み上がりへの対応について

論点②：選定された場合の保持上限をどうするか

(案1) 期間ごとに1人・1尾まで

(案2) 期間ごとに1隻・1尾まで

(案3) 周年・1人・1尾まで

(案4) 周年・1隻・1尾まで

【留意点】

- ・ 複数尾の選定を認めるか。
- ・ 者単位の場合、取締りが困難。周年の場合、実質的には、規制の強化。

論点③：選定数をどうするか（現行：60トン）

(案1) 過去2年間の平均重量（130kg） ⇒ 選定数：460

(案2) 直近年（令和7年度）の平均重量（150kg） ⇒ 選定数：400

(案3) 過去2年間の最大重量の平均（260kg） ⇒ 選定数：230

(案4) 直近年（令和7年度）の最大重量（350kg） ⇒ 選定数：170

【留意点】

- ・ 大型化してきている傾向。
- ・ 最大重量を勘案することで採捕上限（60トン）の超過リスク減少。

## 2. 積み上がりへの対応について

論点④：抽選時期及び申請時期をどうするか

(案1) 1年分の申請を前年度1～3月に受け付け、3月上旬に抽選

(案2) 半期ごとに申請を受け付け、3月上旬・9月上旬までに抽選

【留意点】

- 案1の場合、申請の受付期間後に、前年度の採捕数量が確定。
- 案2の場合、半期ごとの選定数の設定基準の検討が必要。

(2) 船上で保持（キープ）ができない者の海中でのリリース（フック・アンド・リリース）

○ 抽選で選定されなかった者については、特に遊漁船業者の営業機会の損失や遊漁の機会逸失につながることから、何かしらの措置が必要ではないか。

➡ 保持できない者については海中でのリリースができることとしてはどうか。

リリースをできることとする場合・・・

○ 各海域、船の規模及び釣りの方法において、安全かつ統一的な手法を検討及び普及させるなど、将来的にはガイドラインの策定や講習の実施が必要ではないか。

○ このため、遊漁専門部会が推薦した遊漁船等により、海中でのリリースを実施し、情報の記録、水産庁への報告、動画の撮影を実施するなど、まずは本年の採捕可能期間において、試験的にリリースを実施し、情報収集を行ってはどうか。

【留意点】

- 漁業との漁場競合（実施可能期間の設定）。取締りの実効性の確保。

## 2. 積み上がりへの対応について

### (3) 違反して採捕されたくろまぐろの所持販売禁止

- 海中でのリリースを普及・定着させるに当たり、リリースへのインセンティブの低下を防ぎ、管理措置の実効性を高める観点から、違法に採捕されたくろまぐろの所持や販売を禁止することとしてはどうか。

(参考)

- 遊漁で採捕されたくろまぐろを販売する場合、広域漁業調整委員会指示により漁業の承認が必要となるところ、過去5年間で25件の承認違反疑義を確認（くろまぐろ遊漁に関係したものに限る。）。
- 承認違反疑義件数は、経年的に増加傾向（令和7年度：17件、令和6年度：4件、令和5年度：2件、令和4年度：2件、令和3年度：2件）
- 遊漁により採捕されたくろまぐろを販売した場合、その採捕量は、遊漁対応として確保している留保分から差引いており、違反の増加を防ぐ措置の導入も喫緊の課題。